

全日埼玉通信 26-6号

1、久喜市内代替地の情報提供依頼について

建設省関東地方整備局利根川上流河川事務所から、首都圏氾濫区域堤防強化対策工事用地の代替地として提供可能な土地の情報を依頼されました。場所、第一希望・旧栗橋町地内 第二希望・久喜市内全域 の住宅建設用地で面積は500㎡～1,000㎡、価格総額は1,000万～2,000万、店舗と住宅一体利用を希望していて、有る程度の面積・道路要件がある。情報提供後、代替地として契約が成立すれば、当協会と協定済なので、仲介料が支払われます。

詳しくは、同事務所用地第2課 根岸用地第一係長さんへ 0480-52-9855

2、重要事項説明書 補足資料の改訂について

平成26年8月1日から「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、宅建業法施行令第3条が改正され、重要事項説明の法令上の制限に関する事項が追加されました。都市再生特別措置法追加事項・居住誘導区域外における開発行為等の事前届け出義務

・都市機能誘導区域外における開発行為等の事前届け出義務

建築基準法追加事項

・特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限、用途規制の特例

3、民間まちづくり活動実践セミナー(国土交通省都市局「民間まちづくり活動促進事業」について

政策研究大学院大学では、商店街活性化や空き店舗の有効活用等をテーマに、専門家によるノウハウ提供やサポートを行うセミナーを開催する。来年1月には東京で発展編となる第2回を、また、11月と来年3月に高崎市で開催を予定している。 「受講料無料 先着60名」

○ 開催日時 9月19日(金)午後1時～5時・9月20日(土)午前9時～正午

○ 会場 政策研究大学院大学 (六本木駅より徒歩5分) 5階

○ 申込・問い合わせ 民間まちづくりセミナー事務局 03-6439-6220へ

4、媒介業務に必要な税務関係「ミニ研修会」について

(公社)不動産流通近代化センターでは、宅建業に従事されている方々の資質の向上と紛争防止を図るための知識を習得してもらう媒介業務フォローアップ研修として、「相続」(今や欠かせない相続の知識)「売買」(慣れが怖い、業務知識を再チェック等)などを有料で実施しています。

当埼玉県本部では、第3土曜日の午後に、弁護士・税理士の先生に、会員さんも消費者の方も相談できる不動産無料相談会を実施しており、相談の一環として、税理士の先生がミニ研修会「相続税等」を無料で実施していただきます。

どうかこの機会に参加していただき、業務に活用して下さるようお願いいたします。

日時 9月20日(土)午後2時～3時頃 埼玉県本部会議室 先着順30名

参加希望者 048-866-5225(担当 浅香)まで電話で。

5、人権意識向上に向けた取組について

県庁主催の宅建業関係会議において、関西方面の県で偏見や差別につながる資料を所持し業務に使用していた会社があり、関係団体から改善要望が出されたとの説明があり、協議したところ、アンケート調査を実施するなど改善すべく努力することとなりました。

つきましては、会員の皆様におかれましても、偏見や差別のない社会の実現に努力するようお願い申し上げます。